

留保所得損金算入特例の延長

Q 事業協同組合における各事業年度の留保所得について、税務上の利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまで、その留保所得の32%の損金算入を認める「協同組合の留保所得の特別控除」の制度の期限が、平成17年3月31日までに終了する事業年度となっていました。平成17年4月以降の適用はどうなっていますか。

A 事業協同組合等における各事業年度の留保所得について、税務上の利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまで、その32%の損金算入を認める制度が「協同組合における留保所得の特別控除」の特例である(措法61)。ただし、出資金額が1億円以下であること、組合の員外利用割合が20%以内であることがその適用要件とされ、控除の適用を受けた留保金を3年以内に配当又は利益処分の賞与として取り崩したときは、古い年度の留保金より益金に算入される。

出資金額が1億円を超える組合に対する適用については、平成16年度の改正によりその適用から除外され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より出資金額1億円以下の組合に対してのみに適用されることとなった。

出資金額1億円以下の事業協同組合を対象とするこの制度は、平成17年度改正において、その適用期限を平成19年3月31日まで、2年延長されることとなっている。

インフォメーション

東京都中小企業従業員融資制度のご案内

東京都では、都内に在勤又は在住の中小企業従業員の方に生活資金を低利で融資しています。

お申し込みいただける方

都内に在勤又は在住の中小企業従業員

現在の勤務先に6か月（育児・介護休業者融資は1年）以上勤務し、かつ、同一住所に3か月以上居住している方

年間収入（税込み）が800万円以下の方

都民税、住民税を既に納付されている方

借入金の使途が生活の安定のためであって、返済能力のある方

育児・介護休業者融資のご利用は、育児・介護休業を取得している方。また、収入の制限はありません。

一般生活資金融資「さわやか」

限度額：70万円

特例で100万円（医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費）

返済期間・方法：3年以内（70万円超は5年以内）の元利均等月賦返済

年利：2.0%（平成18年3月1日現在）

融資の申込は、中央労働金庫 0120（86）6956

育児・介護休業者融資「すくすく」・「ささえ」

限度額：育児休業取得期間が3か月以下の場合 50万円

育児休業取得期間が3か月を超える場合 100万円

介護休業（取得期間は問いません） 100万円

返済期間・方法：据置期間経過後5年以内

（融資額が30万円以下の場合は据置期間経過後3年以内）の元利均等月賦返済

（据置期間は、育児休業は10か月を限度、介護休業は12か月を限度）

年利：1.8%（平成18年3月1日現在）

融資の申込は、中央労働金庫 0120（86）6956

（社）東京都信用組合協会 03（3567）6211

一般生活資金「さわやか」、育児・介護休業者融資「すくすく」・「ささえ」の融資にあたっては、審査があります。

問い合わせは、東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 03（5320）4652
TOKYOはたらくネット <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/index.html>